

令和5年度里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業実施要綱(案)

第1 事業の目的

里親養育包括支援（以下「フォスタリング」という。）業務においては、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親に対する研修及び里親とのマッチング、里親養育への支援、委託児童の自立に向けた支援の各段階において、里親と子どもについての適切なアセスメント、里親との信頼関係を基盤とした里親養育のサポートやスーパービジョンに加え支援のコーディネートといったソーシャルワーク、チーム養育を実現するための関係機関との連携などがあり、その業務を担う職員の十分な専門性と支援を遂行するための資質・能力等が求められる。

そのため、フォスタリング業務を担う職員が受講する研修の実施や、全国フォーラムを開催することにより、フォスタリング業務に従事する者の資質向上に加えてフォスタリング業務の担い手の確保を図るとともに、令和4年6月に成立した改正児童福祉法による里親支援センターの創設を見据え、令和6年度からの円滑な法施行に向けた里親養育の包括的な支援体制の構築への理解を深めることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 対象者

- (1) 児童相談所職員及び都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）職員
- (2) NPO法人等の民間フォスタリング機関職員、乳児院、児童養護施設等職員、里親会等里親支援を行っている者（里親支援を行う予定の者を含む。）
- (3) 養子縁組民間あっせん機関職員等養子縁組業務にかかわる者

第4 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施すること。

なお、事業を実施するにあたり、※※※※（こども家庭庁の所管課の予定）（以下「※※※※（こども家庭庁所管課）」という。）と協議のうえ、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業実施後は、※※※※（こども家庭庁所管課）に実施した事業の内容や効果等について報告すること。

1. フォスタリング機関職員等研修の実施

(1) 事業の実施及び内容

児童相談所や都道府県等、NPO法人等の民間機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の職員において、フォスタリング業務に従事する者の資質向上を図ることを目的とし、「フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及びフォスタリング機関職員研修カリキュラム等の策定に係る業務報告書（平成31（2019）年3月みずほ情報総研株式会社）」（別添）に沿ってフォスタリング機関職員等研修（以下「研修」という。）を実施すること。

なお、研修の実施にあたっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することし、※※※※（こども家庭庁所管課）と協議の上、決定すること。

(2) 留意事項

- ① 事業実施計画には、各研修項目を網羅的に実施する研修のほか、より専門的な内容をテーマ別に実施する研修（里親養育、フォスタリング業務及び事例検討等）を盛り込むこと。
- ② 社会的養育分野等の専門家、関係機関の職員等の講師の選定及び招聘を行うこと。
- ③ 研修の中に、里親に委託された経験がある者（成年年齢に達している者とする）から話を聞く時間を設けること。なお、里親に委託された経験がある者との調整にあたっては、プライバシーへの配慮を徹底すること。
- ④ 都道府県等を通じて、研修の開催案内及び参加希望者の募集等を行うこと。
- ⑤ 研修終了後、受講者に対して修了証を交付すること。

2. 全国フォーラムの開催

(1) 事業の実施及び内容

フォスタリング機関や里親支援センターの担い手の掘り起こし、育成及び確保を目的とし、都道府県等、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の関係機関による全国フォーラム（以下「フォーラム」という。）を開催すること。

なお、フォーラムの実施にあたっては、参加者の利便性等も考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することし、※※※※（こども家庭庁所管課）と協議の上、決定すること。

(2) 留意事項

- ① 事業実施計画には、フォスタリング機関や里親支援センターの担い手の掘り起こし、育成及び確保に効果的なフォスタリング業務の取組事例やテーマ等をフォーラムのプログラムに盛り込むこと。

②フォーラムの開催に当たっては、里親支援の有識者等で構成する実行委員会を設置すること。実施団体は、実行委員会の開催に必要な事務を行うとともに、フォーラムの企画及び運営の内容を決定する際、実行委員会の意見を聴取すること。

なお、実行委員会の構成員については、※※※※（こども家庭庁所管課）と協議の上、決定すること。

③特定の地域や特定の団体等に限定せず、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。

ア 児童相談所や都道府県等、NPO法人等の民間機関、乳児院、児童養護施設等、里親会等の関係機関へ広く案内すること。

イ フォーラムの参加費は、無料とすること。

ウ フォスターリング機関の活動内容に関する発表を盛り込むこと。

エ フォーラムの開催まで十分な周知期間を設けること。また、開催時期は※※※※（こども家庭庁所管課）と協議の上決定すること。

オ フォーラムに参加することができなかった参加者がフォーラムの内容を知ることができるよう措置を講じること。（例：動画のアーカイブ配信等）

④フォーラムの実施状況について、開催後速やかに※※※※（こども家庭庁所管課）に報告を行うこと。報告には、参加者数、プログラム、関係資料等を盛り込むこと。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

1. 委託の取扱い

(1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。

(2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報は、次に掲げるとおり取り扱うこと。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

3. 事業実施計画等の情報の提供について

実施団体の作成した研修日程、研修カリキュラム、フォーラムプログラム等の事業実施計画及び実施結果等については、翌年度以降の事業の実施に当たっての参考とするため、実施団体以外の民間法人等に対して、※※※※（こども家庭庁所管課）より資料を提供できるものとする。